

扶養認定日について

原則として、事由発生日から5日以内到着であれば事由発生日(もしくはその翌日)で認定となります。

事由発生日から5日を過ぎた場合は、健保に書類が到着した日を認定日とします(ただし、出生児に関しては、健保到着日に関係なく出生日を認定日とします)。

例外的に事由発生日から1ヶ月以内の健保到着に限り、遡り認定が可能な場合がありますので、健康保険組合にお問い合わせください。

事由		扶養認定日	備考
被保険者の入社等(新規、転籍、再雇用、任意継続)		資格取得日	
出生したとき		出生した日	被保険者の配偶者が被扶養者となっていない場合は、出生日以降のご夫婦の年間収入を比較し収入の多い方の被扶養者となります。
離職したとき		退職した日の翌日	
収入が減ったとき	正社員→パート	雇用契約を変更した日	
	転職	入社日	
結婚したとき		婚姻した日	
離婚により子供の扶養を被保険者へ変更するとき		離婚した日	
養子縁組したとき		養子縁組した日	
雇用保険の失業給付の受給が終了したとき (無職または収入が認定基準内であるとき)		受給終了日の翌日	

※添付書類の不足が無く、当健康保険組合が内容を確認できた場合に認定となります。添付書類については、「扶養申請添付書類一覧」をご確認ください。

- ・上記以外は健康保険組合へお問い合わせください
- ・ケースにより追加書類の提出をお願いする場合があります